

篠監公表第 3 号

平成24年3月26日

篠山市監査委員 畑 利 清

篠山市監査委員 西 田 直 勝

平成23年度財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体監査（篠山市人権・同和教育研究協議会）を実施したので、同法同条第9項の規定に基づき結果を公表します。

平成 2 3 年度
財政援助団体監査報告書

篠山市人権・同和教育研究協議会

篠山市監査委員

財政援助団体監査報告書

第1 監査の種別

財政援助団体監査（地方自治法第199条第7項）

第2 監査の対象

(1) 対象団体・部局

- ・ 篠山市人権・同和教育研究協議会（以下、「協議会」という。）
- ・ 篠山市市民生活部人権推進課（協議会に対する財政援助事務の市所管部局。以下、「市所管課」という。）

(2) 対象事務

- ・ 協議会における平成23年度市補助金収入に係る出納その他の事務の執行
- ・ 市所管課における平成23年度補助金交付に係る事務の執行

（単位：円）

補助金の名称(協議会受入)		補助金の名称(市交付)	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業補助金	1,591,000	市人権・同和教育研究協議会補助金	8,834,000
人件費補助金	7,243,000		
合 計	8,834,000		8,834,000

第3 監査の期間

平成23年9月6日から平成24年3月26日まで

第4 監査の方法及び着眼点

協議会に対し、平成23年度の財務等に関する書類の提出を求めるとともに、市所管課に対し上記補助金交付に関する書類の提出を求めて実施した。

協議会にあっては、補助事業が補助目的に沿って効率的、効果的に実施されているか、また補助金に係る収支等の経理事務全般が関係法令等の諸規定に準拠して適正に処理されているかについて、一方、市所管課にあっては、協議会に対する補助金の交付手続き並びに指導・監督等が適切に行われているかについて調査を行うとともに、必要に応じて関係職員等から事情聴取を行った。

(1) 援助団体関係

ア 事業計画書、予算書及び決算諸票等と市所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符合するか。

イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施されているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。

- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- キ その他

(2) 市所管課関係

- ア 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は充分か。
- ウ 補助金に関する条件の内容は明確か。
- エ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- オ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- カ 補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

第5 監査の結果

協議会の市補助金に係る出納その他の事務の執行及び市所管課の同補助金交付に係る事務については、法令、規則等に準拠し、おおむね適正に処理されているものと認められた。

監査結果の内容は次のとおりである。

なお、監査結果に基づき、又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

篠山市人権・同和教育研究協議会

1 篠山市人権・同和教育研究協議会の概要

(1) 設立及び目的

- 名称 篠山市人権・同和教育研究協議会
- 設立 平成11年6月20日
- 目的 基本的人権の尊重、自由平等を基本理念として、わが国の社会に現存する部落差別をはじめ、あらゆる差別を解消するため、同和教育の推進、啓発活動に取り組み、人権を尊重する市民の連帯と人権文化の創造を図ることを目的とする。(篠山市人権・同和教育研究協議会規約第2条)

(2) 沿革

- ・平成11年6月 篠山町同和教育協議会、西紀町同和教育推進協議会、丹南町同和教育推進協議会、今田町同和教育推進協議会が合併し、「篠山市同和教育研究協議会」が発足
篠山市同和教育研究協議会と4支部(篠山・西紀・丹南・今田)体制になる
- ・平成12年5月 名称を「篠山市人権・同和教育研究協議会」に変更
- ・平成21年4月 4支部を廃止

(3) 事務所所在地

篠山市人権・同和教育研究協議会 篠山市宮田240 (篠山市役所西紀支所3階)

(4) 組織

平成23年度の協議会の組織(役員・事務局体制など)及び会費納入者の状況は次のとおりである。

■役員体制

会長	1人	
副会長	5人	うち2名理事兼務
会計	1人	
監査委員	2人	
理事	52人	加盟組織(42団体)より選出
顧問	1人	

■専門部(8専門部)

保・幼部会	企業部会
学校部会	高齢者部会
PTA部会	
障がい者部会	
男女共生部会	
宗教部会	

■調査研究部

在日コリアン足跡調査研究

■委員会

広報編集委員会
役員選考委員会

■事務局体制(H23.4.1現在)

事務局長	1人
事務局職員	2人
合計	3人

■会費納入者の状況(総会議案書より)

年度	住民会費等(人)	企業会費(社)
平成20年度	11,756	54
平成21年度	11,703	53
平成22年度	11,477	52

協議会は、市内に居住する者及び勤務する者、各種団体、企業、事業所等で協議会の目的に賛同するものをもって組織されている。

2 事業の概要

(1) 事業の概要

協議会規約第3条に規定する事業の内容は次のとおりである。

- ① 社会における啓発の推進及び学校との連携を図り、実践活動を進める
- ② 啓発手法の研究及び調査、啓発資料の作成
- ③ 学習会、研究会、講演会などの開催
- ④ 関係諸機関、団体との連携
- ⑤ その他目的達成に必要な事業

(2) 平成23年度事業の概要

協議会の平成23年度事業は、下記3項目の基本方針のもと、活動方針や事業計画が組み込まれている。事業計画の概要は次のとおりである。

基本方針

- 1、我が国の社会に今なお厳しく存在する部落差別の速やかな解消を図り、女性、障がい者、高齢者、在日外国人、民族など、いっさいの差別をなくするとともに、未来を担う子どもの人権が侵害されないように、全市的な人権・同和教育啓発活動の充実発展に努めます。
- 2、「人権教育のための国連10年」「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の理念を踏まえ、21世紀を人権の世紀と位置づけ、人権に基づいた文化の創造と日常生活のあらゆる場での実践を進め、人権確立をめざす個人、団体、機関等との更なるネットワーク化を図ります。
- 3、家庭、地域、学校、団体、職域での主体的な学習活動の輪を広げ、市民一人一人が人権感覚を培い、人権を尊重する地域づくりに取り組み、こころ豊かな共に生きる市民社会の実現をめざします。

活動方針（抜粋）

市民一人一人の人権が侵害されることなく、安心して生きていける地域、職場、学校をめざし、各分野別の人権啓発活動を継続し、様々な課題の解決に向け、住民学習の取り組みと連携し、人権学習の充実を図ると共に、教育の重要性を再認識して取り組みます。

事業計画

- ① 広報啓発事業
- ② 第13回篠山市人権・同和教育研究大会の開催
- ③ 専門部会
- ④ 「人権」を考える映画会上映
- ⑤ 人権ツアー実施
- ⑥ 市民への学習支援
- ⑦ 図書、出版物の紹介、斡旋、販売
- ⑧ 調査研究活動
- ⑨ 各研究大会、研究集会へ積極的に参加し、実践交流を図り、篠山市における人権啓発活動に反映させる
- ⑩ 連携推進
- ⑪ その他、目的達成に必要な事業

3 決算の状況

(1) 比較収支決算書

協議会の平成 20 年度から平成 22 年度までの収支決算の状況は次のとおりである。

比較収支決算書

(単位:円、%)

	平成 23 年度 (※参考)			平成 22 年度					平成 21 年度		平成 20 年度
	当初予算額	対前年度当初予算		当初予算額	予算現額	決算額	対前年度決算		決算額	対前年度	決算額
		増減額	増減率				増減額	増減率		決算増減率	
【収入の部】											
繰越金	714,538	△188,322	△20.9	902,860	902,860	902,860	△186,678	△17.1	1,089,538	1,059.3	93,981
会費	3,790,500	19,000	0.5	3,771,500	3,771,500	3,689,120	△72,780	△1.9	3,761,900	△0.5	3,780,680
委託金	0	0	—	0	0	0	0	—	0	皆減	2,250,274
補助金	8,834,000	81,000	0.9	8,753,000	8,753,000	8,753,000	354,072	4.2	8,398,928	△68.9	26,985,520
(事業補助金)	1,591,000	24,000	1.5	1,567,000	1,567,000	1,567,000	283,072	22.0	1,283,928	△82.8	7,448,520
(人件費補助金)	7,423,000	237,000	3.3	7,186,000	7,186,000	7,186,000	71,000	1.0	7,115,000	△63.6	19,537,000
参加費	30,000	0	—	30,000	30,000	9,000	△4,500	△33.3	13,500	皆増	0
手数料	23,000	△2,000	△8.0	25,000	25,000	23,800	△2,472	△9.4	26,272	皆増	0
雑収入	11,962	△7,678	△39.1	19,640	40,137	31,157	△7,659	△19.7	38,816	△86.4	285,197
収入合計(A)	13,404,000	△98,000	△0.7	13,502,000	13,522,497	13,408,937	79,983	0.6	13,328,954	△60.1	33,395,652
【支出の部】											
会議費	375,000	△3,000	△0.8	378,000	378,000	289,225	60,060	26.2	229,165	△63.5	627,875
事業費	3,732,000	△276,000	△6.9	4,008,000	4,004,640	3,290,333	113,682	3.6	3,176,651	△59.6	7,854,138
(研究大会費)	447,000	20,000	4.7	427,000	423,640	423,640	7,223	1.7	416,417	△23.6	545,003
(その他事業費)	3,285,000	△296,000	△8.3	3,581,000	3,581,000	2,866,693	106,459	3.9	2,760,234	△62.2	7,309,135
役員手当	800,000	120,000	17.6	680,000	680,000	680,000	50,000	7.9	630,000	△59.0	1,535,000
事務費	8,397,000	61,000	0.7	8,336,000	8,359,857	8,359,857	9,419	0.1	8,350,438	△62.2	22,095,996
(人件費)	7,243,000	16,000	0.2	7,227,000	7,228,727	7,228,727	△69,396	△1.0	7,298,123	△62.2	19,311,403
(その他事務費)	1,154,000	45,000	4.1	1,109,000	1,131,130	1,131,130	78,815	7.5	1,052,315	△62.2	2,784,593
渉外費	50,000	0	—	50,000	50,000	29,834	7,334	32.6	22,500	△43.8	40,000
繰出金	0	0	—	0	0	0	0	—	0	皆減	137,194
予備費	50,000	0	—	50,000	50,000	45,150	27,810	160.4	17,340	9.0	15,911
支出合計(B)	13,404,000	△98,000	△0.7	13,502,000	13,522,497	12,694,399	268,305	2.2	12,426,094	△61.5	32,306,114
差引残額(A)-(B)	0	—	—	0	0	714,538	188,322	20.9	902,860	—	1,089,538

(※平成 23 年度は予算額)

協議会会計の平成 22 年度の収入は予算額 13,522,497 円に対し、決算額は 13,408,937 円(99.2%)で、支出は予算額 13,522,497 円に対し、決算額は 12,694,399 円(93.9%)となっており、差引残高 714,538 円が次年度に繰り越されている。また、前年度に比べると収入決算額は 79,983 円(0.6%)増加しており、支出決算額は 268,305 円(2.2%)増加している。増加した主な科目は、収入が補助金、支出が事業費と会議費である。

主な収入としては、補助金及び会費である。補助金については後述するとして、ここでは、会費について記述する。

会費は協議会収入の約 28%を占める重要な自主財源であり、収入の根拠は、篠山市人権・同和教育研究協議会規約第 16 条で規定されている。

会費は、住民会費、個人会費及び企業会費からなり、住民会費は、1 世帯あたり 1 名以上の加入とし、1 名あたり 300 円とすると共に、個人会費として、市外の居住者で市内に勤務し、

協議会主旨に賛同する者も納入ができるものとしている。

また、企業会費にあつては、従業員規模に応じて会費を分類しており、20名以内を3,000円、21名以上50名までを5,000円、51名以上を7,000円とし、会員登録を行っている。

平成22年度住民会費等の納付状況にあつては、納付対象とする配布数15,804人に対する納付数は11,477人、納付率72.6%で、納付額は3,443,120円であり、前年度と比較すると納付数で226人減少し、67,780円の減額である。

4 補助金関連

(1) 補助金の目的及び対象事業

篠山市人権・同和教育研究協議会補助金交付要綱によれば、目的として、協議会に補助金を交付することにより、基本的人権の尊重、自由平等を理念として、我が国の社会に現存する部落差別をはじめ、あらゆる差別を解消するため、人権・同和教育の推進や啓発活動等に取り組み、人権を尊重する市民の連帯と人権文化の創造を図ることとされている。

また、対象事業には下記の6点が示されている。

- ①社会における啓発活動の推進及び学校との連携を図り、啓発活動を進める
- ②教育手法の研究及び調査並びに啓発資料の作成
- ③市民を対象とした学習会、研究会、研修会などの開催
- ④関係機関及び団体との連携
- ⑤協議会の運営に係る人件費及び事務的経費
- ⑥その他目的の達成に必要な事業

(2) 補助金額の変遷

(単位:円、%)

年 度	人件費補助		事業補助		合 計	
	金 額	対前年度 増減率	金 額	対前年度 増減率	金 額	対前年度 増減率
平成11年度	0		9,491,000		9,491,000	
平成12年度	0		10,647,000	12.18	10,647,000	12.18
平成13年度	0		10,647,000	0.00	10,647,000	0.00
平成14年度	0		9,823,000	△7.74	9,823,000	△7.74
平成15年度	0		9,113,000	△7.23	9,113,000	△7.23
平成16年度	0		9,113,000	0.00	9,113,000	0.00
平成17年度	19,621,000		8,500,000	△6.73	28,121,000	208.58
平成18年度	19,524,000	△0.49	8,500,000	0.00	28,024,000	△0.34
平成19年度	19,544,000	0.10	7,742,000	△8.92	27,286,000	△2.63
平成20年度	19,537,000	△0.04	7,448,520	△3.79	26,985,520	△1.10
平成21年度	7,115,000	△63.58	1,283,928	△82.76	8,398,928	△68.88
平成22年度	7,186,000	1.00	1,567,000	22.05	8,753,000	4.22
平成23年度	7,243,000	0.79	1,591,000	1.53	8,834,000	0.93

(※平成23年度は予算額)

平成 22 年度の市からの補助金収入は 8,753,000 円で、うち人件費補助金が 7,186,000 円、事業補助金が 1,567,000 円である。人件費補助金については、事務局職員 3 人の人件費の全額が充てられている。これは、平成 17 年度から始まっており、それ以前の事務局職員は市の非常勤嘱託員であった。

平成 21 年度の補助金は 4 支部の廃止に伴い人件費及び事業費共に、大幅な減少となっているが、平成 22 年度以降は小幅な増額となっている。

(3) 平成 22 年度決算及び補助金の使途

(単位:円、%)

	予算現額	決算額	補助対象	補助対象外	備考
【収入の部】					
繰越金	902,860	902,860	0	902,860	前年度繰越金
会費	3,771,500	3,689,120	0	3,689,120	住民会費、個人会費、企業会費
補助金	8,753,000	8,753,000	8,753,000	0	
（事業補助金）	1,567,000	1,567,000	1,567,000	0	
（人件費補助金）	7,186,000	7,186,000	7,186,000	0	
参加費	30,000	9,000	0	9,000	フィールドワーク等参加費
手数料	25,000	23,800	0	23,800	「ひょうごの人権教育」取扱手数料等
雑収入	40,137	31,157	30,497	660	預金利息等
収入合計(A)	13,522,497	13,408,937	8,783,497	4,625,440	
【支出の部】					
会議費	378,000	289,225	0	289,225	総会、理事会資料等経費
事業費	4,004,640	3,290,333	423,640	2,866,693	
（研究大会費）	423,640	423,640	423,640	0	市人権・同和教育研究大会経費
（広報啓発費）	793,000	642,490	0	642,490	会報発行費等
（研修費）	1,486,000	1,263,548	0	1,263,548	専門部会研修会
（調査研究費）	400,000	340,325	0	340,325	在日コリアン足跡調査等
（大会参加費）	902,000	620,330	0	620,330	各研究大会等参加費
役員手当	680,000	680,000	0	680,000	役員費用弁償
事務費	8,359,857	8,359,857	8,359,857	0	
（人件費）	7,228,727	7,228,727	7,228,727	0	職員給与、通勤手当、社会保険料等
（旅費）	9,460	9,460	9,460	0	出張旅費
（消耗品費）	100,382	100,382	100,382	0	事務用品等
（印刷製本費）	35,490	35,490	35,490	0	封筒印刷代等
（燃料費）	160,232	160,232	160,232	0	ガソリン代
（通信運搬費）	180,714	180,714	180,714	0	郵送料、電話代
（新聞図書費）	159,878	159,878	159,878	0	新聞、雑誌代等
（使用料）	345,764	345,764	345,764	0	光熱水費、コピー機使用料
（保険料）	79,210	79,210	79,210	0	傷害保険料
（会費）	60,000	60,000	60,000	0	部落解放・人権研究所等会費
渉外費	50,000	29,834	0	29,834	香料他
予備費	50,000	45,150	0	45,150	
支出合計(B)	13,522,497	12,694,399	8,783,497	3,910,902	
差引残額(A)-(B)	0	714,538	0	714,538	

平成 22 年度の市からの補助金収入は 8,753,000 円であるが、預金利子等の雑収入をあわせた金額 8,783,497 円を補助対象額とし、支出は、事業費(研究大会費のみ)や事務費に充てられている。

事務費の主なものは、人件費、通信運搬費及び使用料である。

(3) 市補助金交付事務

平成 22 年度の市補助金交付事務の状況は、次のとおりである。

協議会への補助金については、平成 22 年 4 月 1 日に交付申請が行われ、同日に交付決定が行われ、4 月、7 月、10 月、1 月の 4 期に支出されている。また、実績報告書は平成 23 年 4 月 27 日に提出されている。

■市補助金交付事務の状況(平成 22 年度)

項 目	月 日	金 額 (円)
交 付 申 請	平成22年 4月 1日	8,753,000
交 付 決 定	平成22年 4月 1日	8,753,000
補 助 金 交 付	平成22年 4月12日	3,000,000
	平成22年 7月12日	2,000,000
	平成22年10月12日	2,000,000
	平成23年 1月11日	1,753,000
	合 計	8,753,000
実 績 報 告	平成23年 4月27日	8,753,000

5 指摘事項

(市民生活部 人権推進課)

(1) 補助事業の審査等について

協議会の補助金については、篠山市人権・同和教育研究協議会補助金交付要綱に基づき、人件費補助金と事業補助金とが交付されている。人件費補助金については事務局職員 3 名の人件費に係る補助であり、事業補助金については、研究大会費用や事務費に充当されている。

補助金の積算については、協議会より補助事業実施計画書の提出を求めて根拠としているが、この実施計画書の補助の目的及び補助対象の記載欄には、補助金交付要綱の目的のみが記載されており、補助対象が未記載となっていることや、補助対象事業実施内容欄には、事業実施団体の全活動内容が記載されており、補助対象事業と自主事業との区分が明確になっていない。

補助金交付担当部署にあっては、補助金交付申請並びに補助事業実績確認において地方自治法第232条の2の規定に基づく補助金の公益性が確保されているかの判断を行うと共に随時に所要の指導監督に努められたい。

6 意 見

(篠山市人権・同和教育研究協議会)

(1) 住民会費について

住民会費は、納付対象者を世帯数相当としており、会費納入は自治会単位に納入依頼され、協議会の目的に賛同する者が自治会を通じて納付されている。

したがって、市税や使用料のように法的に納入する義務は発生しない。

協議会では、基本的人権の尊重、自由平等を基本理念として、部落差別をはじめ、あらゆる差別

を解消するため、同和教育の推進、啓発活動に取り組みされており、住民会費は協議会活動の重要な財源である。

については、より多くの市民に、協議会の趣旨に賛同が得られるように、各種研究会等への参加の呼びかけや、会報などの媒体を使用した活動情報を提供し、積極的に納入依頼を続けることが肝要である。

(2) 協議会の情報提供について

協議会は、本市の市民憲章である「人権を尊重し、あたたかいまちをつくりまします」と謳うまちづくりの一翼を担っており、部落差別をはじめ、あらゆる差別を解消するため、人権・同和教育の推進や啓発活動の取り組みに対し、市は補助金を支出している。

また、市補助金のほか活動目的に賛同する市民や企業から納入された会費により活動を行っている。

協議会の運営については、平成 19 年度の監査意見として、運営状況の情報提供、組織体制の点検など市民目線による運営のあり方について意見を付しているところである。

これを受け協議会では、平成 20 年度以降会報の内容の充実を図り、活動や運営状況などの情報提供や、決算、予算等が掲載され一定の改善がされた。

しかし、研修費や調査研究費等の項目では、具体的な内容や市補助金を充てている人件費に関する記載がないなど、総会資料と差異が生じている。

したがって、こうした内容の記述を改善し、市民の理解が得られるよう努められたい。

また、協議会を住民に、より知ってもらう手法として、前回の監査意見に付した一般住民会員の総会参加を可能とする取り組みも一つの手法として検討されたい。